

岐阜県公報

目次

教育委員会規則

岐阜県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

(教育総務課) 五六三^{ページ}

告示

医療扶助及び医療支援給付のための施術担当機関の指定

(地域福祉国保課) 五六四

土地収用法に基づく事業の認定

(用地課) 五六四

道路の区域変更

(道路維持課) 五六五

道路の供用開始

(同) 五六五

公示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業流通課) 五六六

県営土地改良事業の変更計画の決定

(農地計画課) 五六八

土地改良事業の施行同意

(同) 五六八

基本測量の実施

(用地課) 五六八

公共測量の実施

(同) 五六八

落札者等に関する公示

(教育研修課) 五六九

土地改良区役員の退任及び就任

(可茂農林事務所) 五六九

教育委員会規則

岐阜県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年八月八日

岐阜県教育委員会
委員長 田 島 一 男

岐阜県教育委員会規則第十二号

岐阜県教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会表彰規則(昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中

外	外
審	審
議	議
所	所

を「

審	議
所	

」に改める。

別記第三号様式中

外	外
審	審
議	議
所	所

を「

審	議
所	

」に改める。

別記第四号様式中「外審」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

第千九百七十一号
平成二十年八月八日
(金曜日)

告示

岐阜県告示第五百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第十二条の規定により告示する。

平成二十年八月八日

岐阜県知事 古田 肇

名称 開設者 所在地 指定年月日
井之上整骨院 井之上 智彦 可児郡御嵩町御嵩一四二 平成二十年八月八日

岐阜県告示第五百十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年八月八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 起業者の名称 神戸町
- 二 事業の種類 神戸町ふれ愛公園駐車場増設事業（以下「本件事業」という。）
- 三 起業地

1 収用の部分

岐阜県安八郡神戸町大字田字下流地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について
本件事業は、法第三十二条に該当するため、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について
本件事業の起業者である神戸町は、既に財源措置を講じており、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有していることから、法第二十条第二号に規定する要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について
本件事業は、神戸町ふれ愛公園（以下「本施設」という。）に駐車場を増設整備することにより、慢性的に起きていた駐車場の不足を解消するものである。
神戸町は、第四次総合計画に基づいて公園や緑地の整備を進めており、平成十八年に開園した本施設は、九千七百平方メートルの芝生広場や、大型ローラー滑り台その他の遊具が設置され、町民の憩いの場、スポーツやレクリエーションを楽しむ場として多くの来園者を集めている。しかしながら、町民に加え近隣市町住民の自動車での来園者が開園時の想定以上に増えたため、既存の駐車場では対応しきれず、路上駐車等の危険な交通状況をもたらしめている。また、本施設の周辺が農地であるため、路上駐車が農作業の支障にもなっている。

本件事業によって駐車場が増設されることにより、本施設の来園者の利便性が向上し、路上駐車等の危険な交通状況が改善されること等が期待されることから、本件事業の計画の妥当性と事業の効果とを考慮すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられる。他方、本件事業の起業地（以下「本件起業地」という。）に周知の埋蔵文化財や希少な動植物の存在は確認されておらず、また騒音の問題等環境に及ぼす影響は認められないため、失われる利益は小さいと考えられる。

また、本件起業地は、社会的条件、地理的条件及び経済的条件をもとにして選定した三案を比較検討した結果、これらの条件を満たすものとして選定されたもので

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 別後	敷地の幅 員(メー ル)	延 長 ル(メー ト)	備 考

ある。

さらに、本件事業は、本施設の駐車場として来園者が利用するにあたり必要な最低限の駐車場を増設するものであり、本件起業地は、必要最小限の範囲と認められる。

以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十号第三号に規定する要件を充足するものと判断される。

4 法第二十号第四号の要件への適合性について

本件事業により、本施設来園者の利便性が向上するとともに、来園者が路上に駐車する事態等が改善されること等が期待され、周辺農地の農作業従事者等周辺住民からの要望があることから早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十号第四号に規定する要件を充足するものと判断される。

5 結論

1 から4 までに述べたとおり、本件事業は、法第二十号各号に掲げる要件を充足するものと判断される。よって、本件事業については、同条の規定による事業の認定をするものである。

五 法第二十六号の二の規定による図面の縦覧場所
神戸町役場建設部産業建設課

岐阜県告示第五百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年八月八日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延 長 ル(メー ト)	供用開始 の 期 日	備 考 （区域の 決定又は 変更の告 示年月日 ほか）
県道	川美 濃 辺 線	加茂郡川辺町中川辺字大谷一 七三一番一地从先から 同 郡同 町同 字八坂一 七二八番三地从先まで	二・五	平成 二〇・八・八	平成 一九・一・二七

岐阜県告示第五百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年八月八日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

岐阜県告示第五百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年八月八日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月八日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	中之元 川線	揖斐郡大野町大字瀬古字 松一〇番地先から 同 郡同 町大字同 字 天王前二五六番一地从先ま で	前 九・九 二〇・四	後 一〇・四 二〇・四	五〇・八
----	-----------	---	------------------	-------------------	------

平成二十年七月二十九日

二 届出者の氏名又は名称

エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社

三 建物の名称及び所在地

西友岐阜華陽店

岐阜市五坪一 一〇 一〇 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) 株式会社エス・エス・プイ

(変更後) 株式会社西友

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十年八月八日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年八月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十年七月二十九日

二 届出者の氏名又は名称

オリエンタル商事株式会社

三 建物の名称及び所在地

西友桜ヶ丘店

可児市桜ヶ丘六丁目七四 三番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) 株式会社エス・エス・プイ

(変更後) 株式会社西友

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十年八月八日から四月間岐阜県産業労働観光部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十年八月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十年七月二十九日

二 届出者の氏名又は名称

フクタル株式会社

三 建物の名称及び所在地

ショッピングセンターひらおか

加茂郡八百津町八百津四二五〇番地の一

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) 株式会社エス・エス・プイ

(変更後) 株式会社西友

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十年八月八日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
糸貫地区	本巣市役所	平成二〇・九・八から 二〇・九・五まで

土地改良事業の施行同意

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の施行に同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定により公示する。

平成二十年八月八日

岐阜県知事 古田 肇

施行者名	施行に係る地区名	同意年月日
下呂市	十八相地区	平成二〇・七・三一

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十年八月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（高精度三次元測量、精密水準測量及び地盤沈下調査のための水準測量）

三 作業期間

平成二十年八月二十六日から
同二十一年三月十日まで

四 作業地域

大垣市、高山市、羽島市、羽島郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町及び安八郡安八町

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十年八月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（ジオイド測量）

三 作業期間

平成二十年九月十日から
同二十一年二月二十八日まで

四 作業地域

高山市、飛騨市及び大野郡白川村

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
平成二十年八月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

岐阜市

二 作業種類

公共測量（都市計画基本図作成）

三 作業期間

平成二十年七月十八日から

同 二十一年三月十三日まで

四 作業地域

岐阜市長が指定する場所

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十年八月八日

岐阜県知事 古田 肇

1 調達物品の名称及び数量 校内LANアクセス用パソコン機器調達更新業務及び更新に伴う付帯業務 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成二十年五月九日

4 落札者を決定した日 平成二十年六月十八日

5 落札者の氏名及び住所 愛知県名古屋市中区栄5丁目27番14号

センチュリー・リーシング・システム株式会社名古屋支店

支店長 薬師 敬造

6 落札金額 223,164,900円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県教育委員会事務局教育研修課

(2) 所在地 岐阜市数田南5丁目9番1号 岐阜県総合教育センター内

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十年八月八日

岐阜県知事 古田 肇

1 調達物品の名称及び数量 学校間総合ネットワークセンター機器調達更新業務 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成二十年五月九日

4 落札者を決定した日 平成二十年六月十八日

5 落札者の氏名及び住所 愛知県名古屋市中区錦1丁目17番1号

NECジェーエ株式会社中部支店

支社長 待山 義介

6 落札金額 188,395,200円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県教育委員会事務局教育研修課

(2) 所在地 岐阜市数田南5丁目9番1号 岐阜県総合教育センター内

土岐地区区役員の選任及び就任

土岐地区長（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土岐地区区役員の役員が選任及び就任した旨の理由があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十年八月八日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土 改 良 区 名	年 退 月 日 任	役 名	氏 名	住 所
木曾川右岸用水土 地改良区 連合	平成 三〇・七・三	理事	鈴木 義巳	美濃加茂市下米田町西脇四三五番地
			伊藤 千之助	西町 三丁目三〇番地
			渡邊 俊彦	本郷町六丁目四番一五号
			春見 八郎	蜂屋町上蜂屋二二五三番地
			長谷部 勇	伊深町 一五〇七番地
			小原 邦介	加茂郡坂祝町勝山 四八八番地
			高垣 公平	富加町加治田 三八四番地三
			岡本 伊藏	川辺町西橋井 五二二番地一
			中島 和矩	中川辺 九五番地
			後藤 武夫	加茂郡七宗町上麻生 一九二〇番地
			石井 重武	八百津町和知二〇八一番地一
			小川 定雄	関市小迫間 六〇七番地
			渡邊 直由	美濃加茂市太田本町三丁目二番一〇号
			南山 宗之	加茂郡坂祝町加茂山二丁目四番地一一
			坂井 弘道	富加町羽生 九三五番地
			佐藤 光宏	川辺町中川辺 七五番地一
			井戸 敬二	七宗町上麻生二五四〇番地二
			赤塚 新吾	八百津町八百津三二二五番地一
			尾藤 義昭	関市長住町 一番地
		監事	木村 慶男	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋八六六番地
			吉田 左近	加茂郡富加町大山 六六八番地
			白村 澄夫	川辺町上川辺 一二五〇番地

就任した役員

土 改 良 区 名	年 就 月 日 任	役 名	氏 名	住 所
木曾川右岸用水土 地改良区 連合	平成 三〇・七・四	理事	鈴木 義巳	美濃加茂市下米田町西脇四三五番地
			伊藤 千之助	西町 三丁目三〇番地
			渡邊 俊彦	本郷町六丁目四番一五号
			松田 好道	山之上町 三五四八番地
			高井 義次	加茂野町鷹之巢八七六番地
			長谷部 勇	伊深町 一五〇七番地
			小原 邦介	加茂郡坂祝町勝山 四八八番地
			高垣 公平	富加町加治田 三八四番地三
			岡本 伊藏	川辺町西橋井 五二二番地一
			中島 和矩	中川辺 九五番地
			渡邊 幸雄	加茂郡七宗町上麻生 一六四一番地
			石井 重武	八百津町和知二〇八一番地一
			道家 守	関市小迫間 一四三番地一〇
			渡邊 直由	美濃加茂市太田本町三丁目二番一〇号
			南山 宗之	加茂郡坂祝町加茂山二丁目四番地一一
			坂井 弘道	富加町羽生 九三五番地
			佐藤 光宏	川辺町中川辺 七五番地一
			井戸 敬二	七宗町上麻生二五四〇番地二
			赤塚 新吾	八百津町八百津三二二五番地一
			尾藤 義昭	関市長住町 一番地
		監事	木村 慶男	美濃加茂市蜂屋町中蜂屋八六六番地
			渡邊 一興	加茂郡富加町高畑 六二〇番地五
			白村 澄夫	川辺町上川辺 一二五〇番地

平成二十年八月八日印刷
平成二十年八月八日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりんとびあ十三
印刷所 岐阜市三輪ふりんとびあ十三
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む)